

○山梨県警察行政情報の電子化推進プロジェクトチームの編成について

平成16年12月22日

通達（情管）第144号

第1 目的

山梨県警察における行政情報の電子化において、オンライン化する行政手続の選定及び行政事務の電子化を行う電子自治体を組織的に調査審議し、構築を推進することを目的とする。

第2 名称

山梨県警察行政情報電子化推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）とする。

第3 任務

- 1 警察行政手続のオンライン化に伴う、次に掲げる事項
 - (1) 電子化を行う警察行政手続の選定に関する事。
 - (2) 知事部局等関係機関との連絡及び調整に関する事。
 - (3) 電子申請システムの構築に関する事。
- 2 官公庁間における行政事務の電子化に伴う、次に掲げる事項
 - (1) 電子自治体の構築に関する事。
 - (2) 県内自治体及び国機関との連絡及び調整に関する事。
- 3 その他行政情報の電子化に関する事。

第4 構成

- 1 プロジェクトチームは、リーダー、サブリーダー、メンバー及びマネージャーをもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) リーダーは、警務部情報管理課長とする。
 - (2) サブリーダーは、警務部警務課企画室長とする。
 - (3) メンバーは、リーダーが指名する所属の職員とする。
 - (4) マネージャーは、警務部情報管理課情報システム担当課長補佐とする。
- 2 メンバーは、プロジェクトチームを招集する際に指名し、メンバーの任務が終了したときにリーダーが解任する。
- 3 プロジェクトチームは、必要の都度、リーダーが招集する。また、リーダーは、必要と認める

ときは、プロジェクトチームにメンバー以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第5 実施年月日

この通達は、平成17年2月1日から実施する。